

賃貸借契約書

賃借人 地方独立行政法人市立大津市民病院（以下「甲」という。）と賃貸人 ●●●●
(以下「乙」という。)との間に、別表1に掲げる賃借物件（以下「賃借物件」という。）の賃貸借について、次のとおり契約を締結する。

（主記）

第1条 乙は、その所有する賃借物件を甲に賃貸し、甲は、これを賃借するものとする。
2 甲は、医師の指示及び乙が甲に提供する賃借物件の取扱説明書及び添付文書の記載するところに従い、賃借物件を正しく使用するものとする。

（賃貸借期間）

第2条 賃借物件の賃貸借期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。
2 甲は、賃貸借期間内において、必要に応じ賃借物件の設置を乙に対し要請するものとする。

（賃借物件の設置）

第3条 乙は、甲の要請を受けたときは、速やかに賃借物件を所定の場所に設置し、動作確認を行わなければならない。
2 乙は、前項に定める動作確認が完了したときに、賃借物件が引渡されたものとする。
3 賃借物件の正常動作に必要な消耗品等は甲が負担する。

（保守義務等）

第4条 乙は、賃貸借期間において、賃借物件の正常な機能の維持に努めなければならないものとし、賃借物件に故障が生じたときは、速やかにその修理を行わなければならない。この場合において、乙は、故障の原因が甲の故意又は重大な過失によるときは、その修理に要した費用を甲に請求することができる。

（賃借料の請求及び支払い）

第5条 乙は、当該月に係る賃貸借期間が満了したときは、当該月に係る賃借料（以下「賃借料」という。）の支払請求書を速やかに甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の規定による適法な支払請求書を受理したときは、受理した日から 30 日以内に賃借料を乙に支払うものとする。

(賃借物件の管理)

第6条 甲は、賃借物件を善良な管理者の注意をもって維持保存しなければならない。

2 甲は、賃借物件の全部又は一部が滅失又はき損したときは、直ちにその旨を乙に通知しなければならない。

(立入調査)

第7条 乙は、自ら又はその指定する者をして、予め甲の承諾を得て賃借物件の設置場所に立ち入り、賃借物件を点検調査することができるものとする。

(転貸等の禁止)

第8条 甲は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ乙の承諾を得たときはこの限りでない。

- (1) 賃借物件の転貸
- (2) この契約に基づく賃借権の譲渡
- (3) 賃借物件の形質の変更その他著しい現状の変更

(賃借物件の譲渡制限等)

第9条 乙は、賃借物件を第三者に譲渡し、又は賃借物件に係る権利を担保に供してはならない。

(公租公課)

第10条 賃借物件に係る公租公課その他いっさいの賦課金は、乙の負担とする。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しない場合において、この契約の目的を達成することができないと認めたときは、この契約を解除することができる。

2 乙は、甲がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

(賃借物件の返還)

第12条 甲は、賃借物件の使用を終了したとき、又は前条の規定によりこの契約が解除されたときは、速やかに賃借物件を乙に返還しなければならない。

(秘密の保持)

第13条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(損害賠償)

第14条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、直ちにその損害を賠償しなければならない。

(裁判管轄等)

第15条 この賃貸借契約についてのすべての紛争は、大津地方裁判所を管轄裁判所とすることに、甲、乙とも合意する。

(疑義の決定)

第16条 この契約に関して疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

令和2年4月1日

大津市本宮2丁目9-9

賃借人 甲 地方独立行政法人市立大津市民病院

理事長 増田 伊知郎

●●●●

賃貸人 乙

●●●●

●●●●

別表 1

賃借物件 : 赤外観察カメラシステム

	医療機器の種類	賃貸借料等 (消費税別)	賃貸借料の 算出基準
1	浜松ホトニクス株製 赤外観察カメラシステム pde-neo (蛍光MAPPING付) PDE用ディスプレイ (15V型カラ-液晶) 含 マイクロレーフ (1枚入) 含	1 日  円	1 日 単位